

横山地区防災計画

目 次

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目 的	1
2 地区防災計画の構成及び組織編成	1
3 計画の修正	2
4 計画の運用	2

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割	3
2 自主防災組織の役割	3
3 事業者の役割	4
4 高層共同住宅管理者等の役割	4

第3章 地区の概要

1 自然的条件	5
2 社会的条件	5

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件	6
2 建物被害	6
3 人的被害	7

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針	8
2 自主防災組織の充実	8
3 自主防災組織の編成と各班の役割	8
4 出火防止及び初期消火対策	11
5 災害危険の把握	11

第2章 災害に対する備え

1	基本方針	12
2	防災知識の普及・啓発	12
3	災害に備えた各家庭での取組	12
4	防災訓練の実施	13
5	防災資機材等の点検・管理	13
6	災害時要援護者の把握、避難支援体制	14

3 応急対策計画（地震・風水害）

第1章 地区災害対策本部活動

1	地区災害対策本部の設置	15
2	本部の活動	15
3	本部の廃止	15
4	災害時の動員・連絡体制	15
5	情報の収集・伝達	15

第2章 応急対策活動

1	水防活動、初期消火活動	18
2	救出・救護・搬送	20
3	避難誘導	23
4	災害時要援護者対策	25
5	住民の安否確認	28
6	在宅避難者の把握・支援	28
7	避難所運営	28
8	ボランティアの活動について	28
9	他組織との連携	30

1 総 則

第1章 地区防災計画の方針

1 目的

東日本大震災をはじめ、これまでの多くの災害の教訓からも、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関など、「公助」による対応にも限界があるため、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。

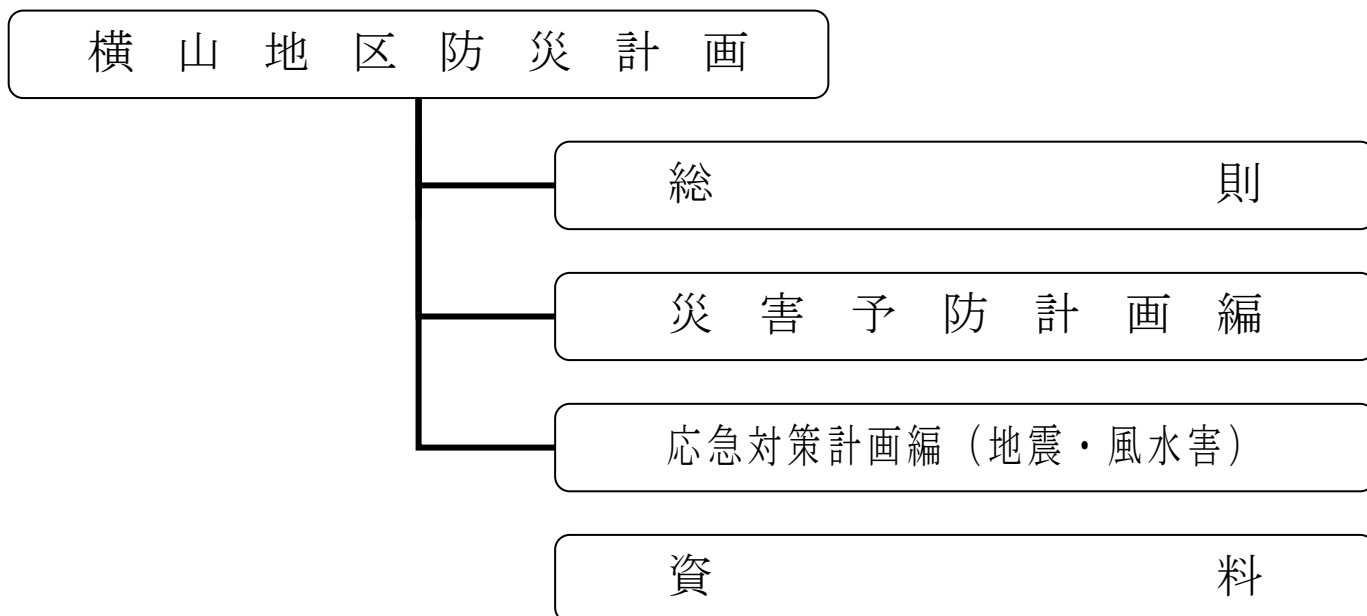
このため、地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、地域における防災力を高めることを目的とする。

2 地区防災計画の構成及び組織編成

横山地区防災計画は、総則、災害予防計画編、応急対策計画編（地震・風水害）及び資料で構成する。

地区防災計画のもととなる組織は、地域に密着した活動が不可欠なため、自治会等を母体とした単位自主防災組織とし、また、地区としての連絡体制や協力体制を確保し、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、地区連合自治会を単位とした連合自主防災組織とする。

(1) 計画の構成



(2) 組織編成

組織編成については、資料「横山地区自主防災隊活動計画」2ページ目、Ⅲ横山地区連合自主防災隊組織図のとおりとする。

3 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

また、多様な主体の意見を反映できるよう、計画の検討・修正の際は、女性、災害時要援護者支援団体、地域企業等の参画を促進する。

※計画の修正（見直し）基本方針

- ・ 計画内容に影響のない修正（誤字、脱字等や法令等の引用条文）については、地区防災隊長及び副隊長等の了解のもと、まちづくり会議等の了解を得て、適宜修正・改訂する。
- ・ 計画内容に変更を伴う修正については、計画策定組織に準じた構成員により、検討・調整を行い、まちづくり会議へ付議（報告）し、承認を得た後に修正することとする。

4 計画の運用

この計画は、横山地区連合自主防災隊が主体となって運用するものとする。

第2章 自助・共助の基本及び地区居住者等の役割

1 地区居住者の役割

- (1) 「自らの身は自ら守る(自助)」及び「自分たちのまちは自分たちで守る(共助)」という意識を持ち、防災訓練など地区の防災活動に積極的に参加し、各個人、事業所、自主防災組織等の防災行動力の向上及び相互協力関係の強化、災害時の連絡体制の整備、ルールづくりをすすめ、災害に強い居住者と地区を形成する。
- (2) 常に災害に対する備えを怠らず、住居や所有若しくは使用する建造物等の安全性を確保するとともに、非常時に対する少なくとも最低3日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出し品の準備など「自助」の取組を実施する。
また、過去の災害の教訓を伝承し、災害時には自らの情報を発信する。
- (3) 災害時には、共助の視点の下、地区とりわけ近隣世帯、いわゆる「隣近所」が相互に協力して助け合い、情報の把握、出火の防止、初期消火、救出・救護等に努めるとともに、避難するに当たっては、災害時要援護者の支援を行い、冷静かつ積極的に行動する。
- (4) 自主防災組織へ参加し、体制等の整備、教育訓練に協力するとともに、災害時には地区の住民・事業者と連携して各種活動を円滑に実施するよう「共助」の取組を実施する。
- (5) その他、市及び各防災関係機関の行う防災対策活動に協力する。

2 自主防災組織の役割

- (1) 日頃から、地区内の危険箇所、避難経路、災害時要援護者等の状況等を把握し、地区内の防災に係る方針の策定支援や防災マップ、防災活動用資機材の整備、点検を実施する。
- (2) 組織の班編成や活動内容を明確にしておき、組織員の教育訓練を推進するとともに、地区住民の参加、地区事業者との連携の促進等、地区全体の防災力を向上させる取組を実施する。
- (3) 災害時には、情報の収集・伝達、救出・救護、消火、避難誘導、避難所の運営協力、災害時要援護者の支援等を実施する。

3 事業者の役割

- (1) 日頃から、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員等の発災時の一斉帰宅抑制のための3日分以上の食料及び飲料水等の備蓄、初期消火、救出・救護等のための資機材の整備、従業員の安否確認及び従業員と家族の連絡手段の確保、さらに、従業員の防災訓練や防災に関する研修等の積極的な実施に努める。
- (2) 対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員のとるべき行動を明確にし、地区住民及び自主防災組織と連携して、地区における防災活動に参加する等、地区の共助に取り組むよう努める。
- (3) 災害が発生した場合には、行政、地区住民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、消火、救出・救護、避難誘導、帰宅困難者対策等を積極的に行うよう努める。

4 高層共同住宅管理者等の役割

- (1) 日頃から、建物の整備及び耐震性の維持、確保に努める。
- (2) 地震等によるエレベーターや電気、ガス、上下水道等の停止を想定した、居住者の生活支援対策用設備及び資機材の整備並びに共同住宅内の自主防災体制の整備に努める。
- (3) 周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。
- (4) 災害時には、居住者等の防災活動を統括するとともに、高層階居住者の生活支援対策を実施するよう努める。

第3章 地区の概要

1 自然的条件

横山地区においては、横山公園、横山丘陵緑地などのまとまった緑地が隣接していることから、自然環境は概ね良好といえる。特に横山丘陵緑地では、蛭沢公園のように散策が楽しめる環境があり、身近にみどりを感じることのできる環境が整っているといえる。反面、当該緑地は災害時に崩壊の恐れがある。

2 社会的条件

(1) 人口

横山地区の人口は、平成27年4月1日現在、6,233世帯、14,230人となっており、平成26年4月1日時点と比較すると、世帯数は1.4%、人口は1.6%増加している。年齢別では、年少人口(15歳未満)が15.1%、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)が62.7%、高齢人口(65歳以上)が22.1%となっている(平成27年4月1日現在)。このうち、外国人の登録人口は370人であり、地区人口の2.6%を占める。

(2) 交通

交通環境は、戦前から戦後にかけて、軍都計画に基づく土地区画整理事業が実施されたことにより、概ね整然とした街区が形成されており、国道129号や、地域内の生活道路も整備され、道路交通面での利便性は高いといえる。鉄道利用の観点からは、地区内に鉄道駅が存在していないため、課題が残っている。

第4章 相模原市防災アセスメント調査による地区被害想定

1 想定地震と条件

想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

想定地震	相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震 (M7.1)
	相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震 (M7.1)
	大正関東タイプ地震	相模トラフで発生する M8 クラスの海溝型地震
条件	季節・時刻	夏 12 時、冬 18 時、冬深夜 2 時の 3 ケース
	天候	晴れ、風速 3 m (本市の平均風速)

※相模原市防災アセスメント調査（平成 26 年 5 月）に基づく想定地震及び条件である。

2 建物被害

建物被害は次のとおりである。（冬 18 時）

単位：人

想定地震	建物総数	全壊	焼失	大規模半壊	半壊
東部直下地震	2,561	99	9	0	330
西部直下地震	2,561	59	3	0	270
大正関東タイプ地震	2,561	10	0	0	107

※上表数値は、小町通 1 丁目及び 2 丁目、下九沢、南橋本 4 丁目、横山 1 丁目及び 4 丁目、横山台 1 丁目及び 2 丁目の合算値である。

※相模原市防災アセスメント調査（平成 26 年 5 月）に基づく数値である。

3 人的被害

単位：人

		東部直下地震	西部直下地震	大正関東 タイプ地震
冬2時	死者	5	3	0
	閉込者	51	32	7
	重傷者	9	6	1
	軽傷者	59	46	18
冬18時	避難者当日	397	259	69
	避難者1週間後	1,220	1,027	507

※上表数値は、小町通1丁目及び2丁目、下九沢、南橋本4丁目、横山1丁目及び4丁目、横山台1丁目及び2丁目の合算値である。

※相模原市防災アセスメント調査（平成26年5月）に基づく数値である。

2 災害予防計画

第1章 災害に強い地区づくり

1 基本方針

震災時の火災や火災による延焼被害等を最小限にとどめるため、倒壊の危険性のある空き家対策や高層共同住宅等の災害対策及び地区の特性に応じた災害対策を促進し、生命と財産を守る災害に強い地区づくりを推進する。

2 自主防災組織の充実

- (1) 横山地区は、地区防災活動の推進のため、自治会等を中心とした自主防災組織及び地区内の防災リーダーの育成を目標として取り組むものとする。その際、女性の参画の促進に留意するものとする。
- (2) 横山地区は、自主防災組織が、災害時に有効に活動できるよう組織の充実強化を図るための訓練等を支援する。

3 自主防災組織の編成と各班の役割

(1) 単位自主防災組織

単位自主防災組織は、各自主防災組織の規模や活動の状況等に応じて編成することが大切であり、円滑な防災活動を行えるよう、下記を基本とした組織づくりとする。

自主防災隊長	地区連合自主防災組織との連絡調整や防災訓練等の計画・実施、組織内の情報伝達体制の整備
副隊長	自主防災隊長の補佐
防災部長	自主防災隊長の補佐及び防災活動に係る各班への専門的、技術的指導・指揮

本 部	各班の総合調整、地域全体の防災活動の統率
情報連絡班	情報の収集・伝達活動
初期消火班	消火器等による初期消火活動
救出・救護班	負傷者の救出・救護活動
避難誘導班	住民の避難誘導活動
避難所運営班	避難所の運営活動
給食・給水班	炊き出し等給食・給水活動
災害時要援護者支援班	災害時要援護者への支援活動

【各班の平常時・災害時の役割】

	平常時	災害時
情報連絡班	啓発活動、情報伝達訓練及び連絡様式の準備等。	被害情報等を収集し、地区連合自主防災組織を通じて、市の現地対策班に連絡するとともに、正しい情報を住民に伝達する。
初期消火班	消火技術の習得や消火器等の事前点検を行うとともに、地域の事業所が持つ自衛消防隊との連絡体制の構築に努める。	安全を確保しつつ、初期消火活動を行い、火災の拡大を防御する。
救出・救護班	救出方法、応急手当の方法、担架搬送の要領等の技術を習得する。	周囲の人の協力を求め、負傷者等の救出・救護活動を行う。負傷者の応急手当と救護所への搬送。
避難誘導班	避難経路の安全チェック、危険要素のチェックを行う。	全員が安全に避難できるように避難誘導を行う。避難者の安全確保、安全確認を行う。
避難所運営班	避難所運営本部の立ち上げ及び運営方法について訓練を行う。	施設管理者や市職員と協力し、「避難所運営本部」を立ち上げ、避難所の自主的な運営を行う。
給食・給水班	炊き出し方法、給食の配分方法、給水方法を習得する。	給食・給水のルールをつくり、秩序ある給食・給水活動を行う。
災害時要援護者支援班	要援護者の把握、支援方法の確立に努める。	関係団体や地域住民と協力して、要援護者各人の要望を親身になって聞き、要援護者活動に取り組む。

(2) 地区連合自主防災組織

地区連合防災隊長	地域防災訓練等の計画・実施、関係者・機関との連絡協力体制づくり
副隊長	地区連合防災隊長の補佐
防災専門員	地区連合防災隊長の補佐及び防災活動に係る専門的、技術的指導・指揮

平常時	災害時
<p>地区連合自主防災組織は、協力・連携し、情報の収集・伝達訓練、避難誘導訓練、避難所運営訓練、炊き出し等給食・給水訓練、災害時要援護者支援訓練など、単位自主防災組織を超えた地域防災訓練、イベント等の計画・実施を行う。</p> <p>地区連合自主防災組織は、必要に応じて関係者・機関との防災訓練等に関する連絡・調整などを行う。</p>	<p>災害時には、地区連合防災隊長や防災専門員など、事前に決められた人員により、本部を設置し、市（現地対策班）・単位自主防災組織との間に立ち、情報のとりまとめ・伝達活動を行う。</p> <p>単位自主防災組織や避難所間の連絡・調整をするとともに、被害の大きいところに集中的な対応を行うなど、単位自主防災組織を超えた効果的な災害対応を行う。</p> <p>なお、地区連合自主防災組織の本部は、市の現地対策班とともに、横山公民館に設置する。</p>

4 出火防止及び初期消火対策

(1) 出火防止

大地震時等においては、各所に同時多発的な出火が考えられ、道路、建物の損壊による障害物などが重なると、消防力は大きく阻害される。また、強風、夜間といった悪条件が加わると一層火災の拡大が懸念されることから、出火防止の徹底を図るため、各家庭において、消火器等の消火資機材の点検・整備を推進する。

(2) 初期消火対策

大地震発生時等には、火災の同時多発、消防車の通行不能、消火栓の使用不能等により、消防機関の活動は通常の火災の場合よりも大幅に制限される。

住民が自宅や隣近所といったごく身近なところで初期消火活動を行うことによって火災の拡大を防御することが重要であるため、安全を確保しつつ、消火器、簡易消火具等を用いて迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大を防御できるよう努める。

5 災害危険の把握

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災に関する問題を把握し、地区内で情報共有する。

(1) 把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地区の防災施設、設備
- ③ 過去の災害履歴、災害に関する伝承

(2) 把握の主な方法は、相模原市防災アセスメント調査及び相模原市地区防災カルテを用いることとし、必要に応じて地区内の踏査（防災まち歩き）を行う。

第2章 災害に対する備え

1 基本方針

日ごろから災害に対する十分な備えを行うとともに、発災直後の迅速かつ効果的な対応を図ることで被害を軽減する。

2 防災知識の普及・啓発

地区住民の防災意識を高揚するため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後72時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を3日以上確保することの重要性に関すること。
- ⑥ 住宅の安全対策に関すること。(感震ブレーカー、家具の固定等)
- ⑦ ブロック塀の安全対策に関すること。
- ⑧ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ② 講演会、座談会、映画上映会等の開催
- ③ パネル等の展示
- ④ 防災地図等の作成

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

3 災害に備えた各家庭での取組

月に一度は家族全員で防災会議を開き、地震災害を想定して、わが家の安全対策や避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどの話し合いを行う。また、非常持ち出し品や防災用具の点検や補充を随時実施する。

4 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 図上訓練（HUG）
- ⑦ クロスロード

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(6) 訓練の時期及び回数

訓練については、総合訓練にあっては年1回以上、個別訓練にあっては随時実施する。

5 防災資機材等の点検・管理

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 定期点検

随時全資機材の点検日を定め、点検を実施するものとする。

(2) 管理

防災資機材等の配備状況について、管理表等を用いて把握・管理する。

6 災害時要援護者の把握、避難支援体制

災害が発生した場合に、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などに対する適切な応急対応及び救援活動を行うため、日頃から地区のコミュニティの形成や社会福祉活動に積極的に取り組み、災害時に備える。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(1) 災害時要援護者名簿・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため災害時要援護者名簿・マップ等を作成し、行政、社会福祉協議会、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 災害時要援護者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

災害時要援護者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し、訓練等に反映させる。

(3) 災害時要援護者の避難支援

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は地区防災組織の会長等が避難の必要があると認めたとき、会長等の避難支援開始の指示に基づき、災害時要援護者を安全に避難場所へ誘導を行う。また、視覚障害者、聴覚障害者、外国人への災害情報の提供に配慮する。

3 応急対策計画 (地震・風水害)

第1章 地区災害対策本部活動

1 地区災害対策本部の設置

相模原市で「震度5強」以上の地震が観測された場合、または東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、もしくは風水害等により、地区に甚大な災害被害が想定される場合には、横山公民館に「横山地区災害対策本部（以下「本部」という。）」を設置する。

本部を設置した場合には、「横山地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）」にその旨を連絡する。

2 本部の活動

本部は、横山地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班に報告する。

また、避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行う。

3 本部の廃止

地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除された場合、もしくは発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合には、本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

4 災害時の動員・連絡体制

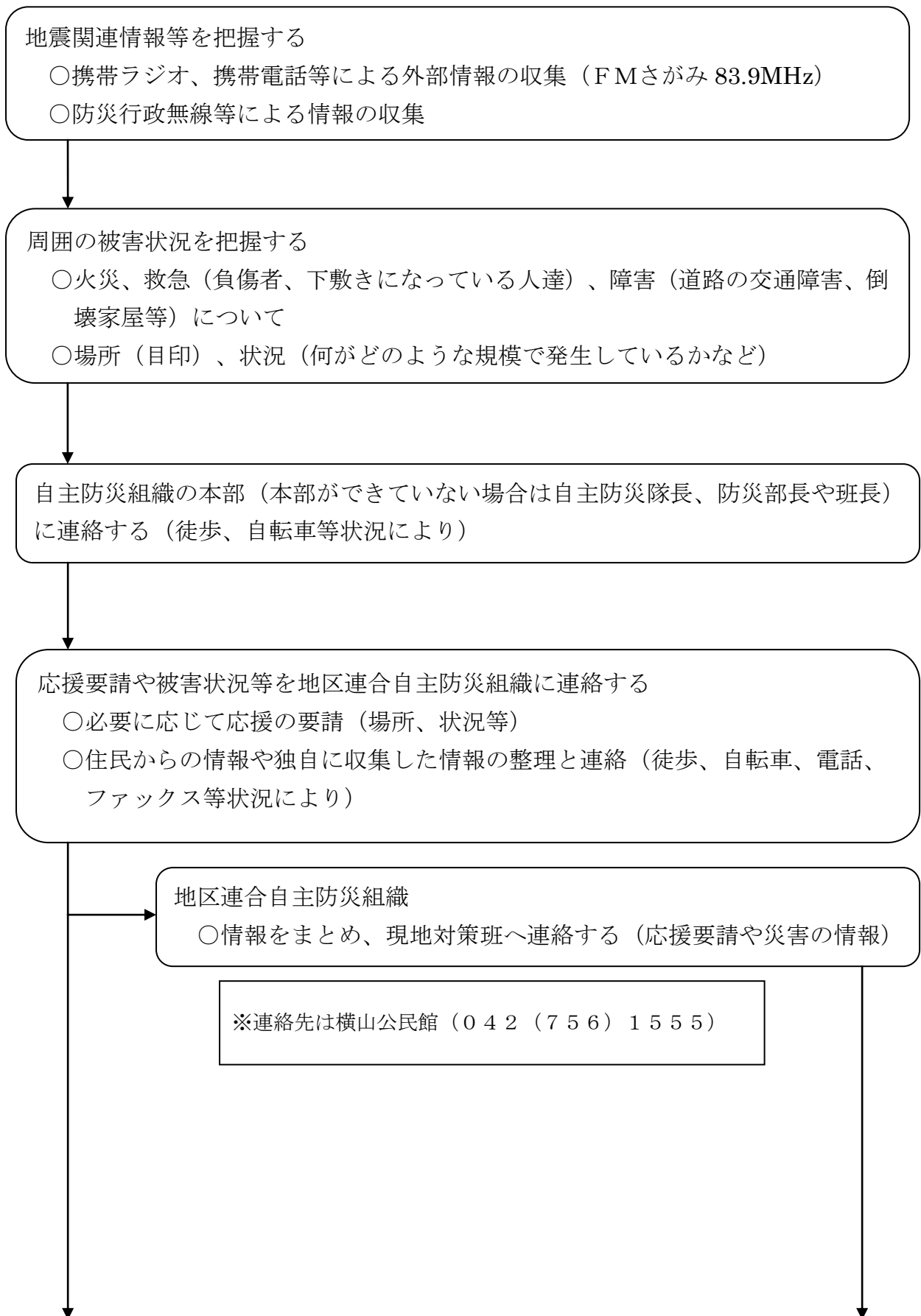
災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、隊長等は状況により動員を行う。

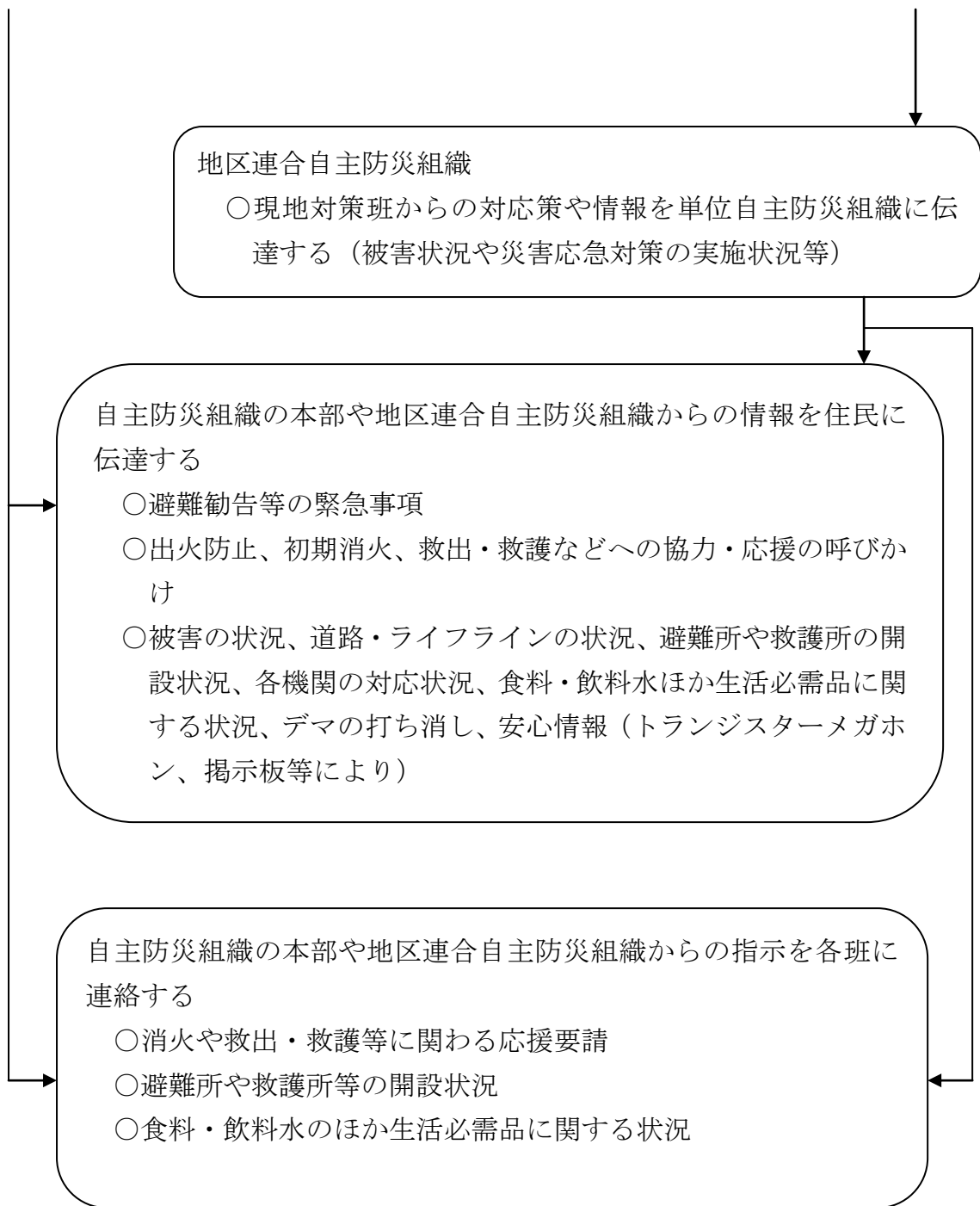
5 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

情報の収集・伝達は、テレビ、ラジオ、各種電話、防災行政無線（ひばり放送）、FAX、インターネット、伝令等による。情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で情報を収集し、伝達する。

【情報収集・伝達活動の流れ】 自主防災組織





第2章 応急対策活動

1 水防活動、初期消火活動

(1) 水防活動

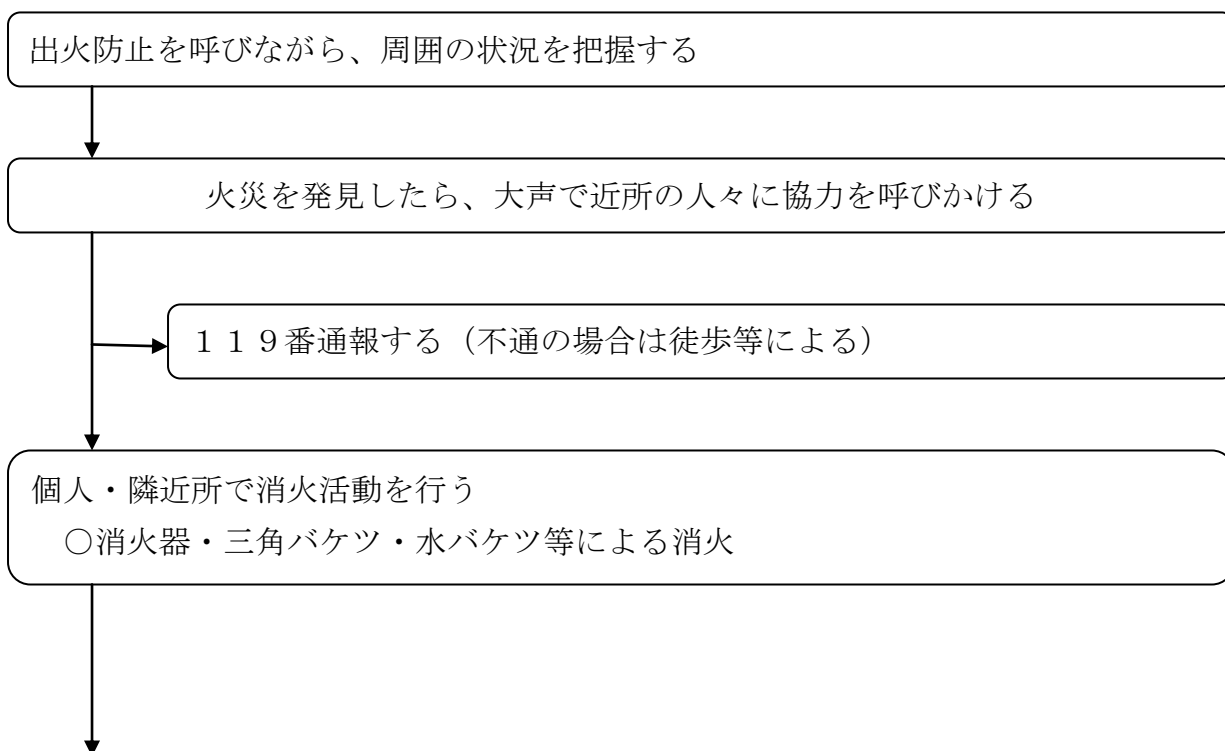
風水害時、雨量の増加による浸水（内水）被害を防ぐため市及び消防機関に協力し土嚢積を行う。

(2) 初期消火活動

発災後、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

なお、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

【初期消火活動の流れ】 自主防災組織



組織的な消火活動に移行する

- バケツリレー等による消火用水の搬送
- 可能な限り多くの消火器を調達
- リーダーの指示による活動

地区連合自主防災組織に応援要請する

- 場所、状況等（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

地区連合自主防災組織

- 情報をまとめて、現地対策班へ連絡する
- 必要に応じ、単位自主防災組織へ応援出動を依頼し、事業所へ協力を求める（徒歩、自転車、電話、ファックス等状況により）

可能であれば、被害甚大地区の消火活動に協力する

危険性の少ない消火活動に協力する

- ホースの延長・撤収・搬送の手伝い
- 放水時の補助
- 消防職員・消防団員の指示による活動

消防団の活動に協力する

- 残火処理、現場の警戒活動等

2 救出・救護・搬送

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 救出・救護活動等の原則

- ① 救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行う。
- ② 救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。
- ③ 傷病者の救急搬送は、救命・救急処置を必要とする者を優先して、医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

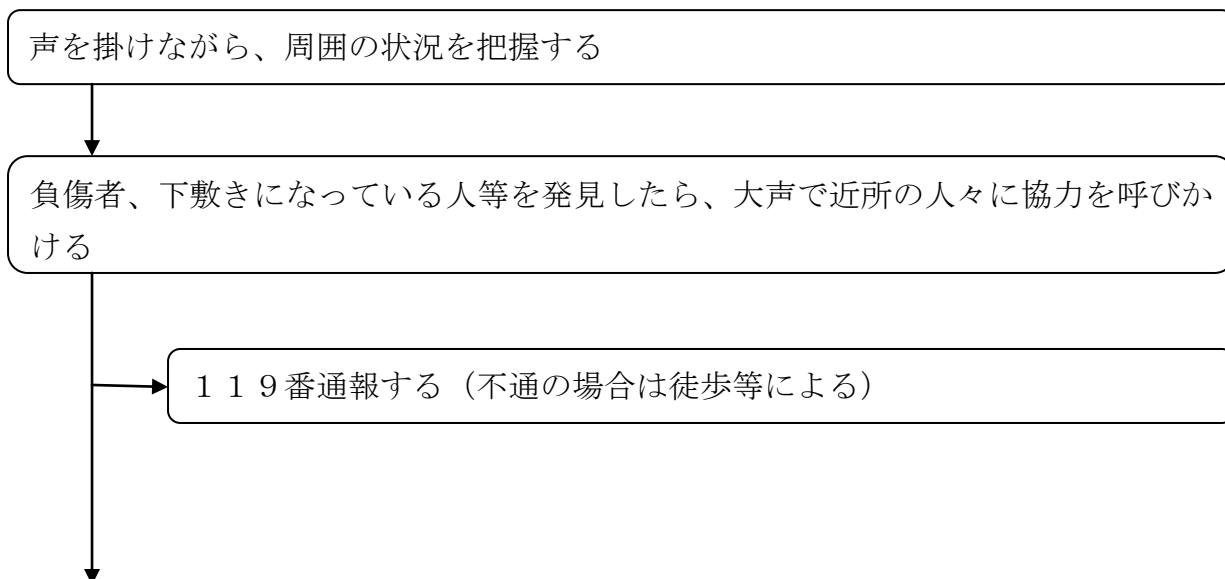
(3) 医療機関等への搬送

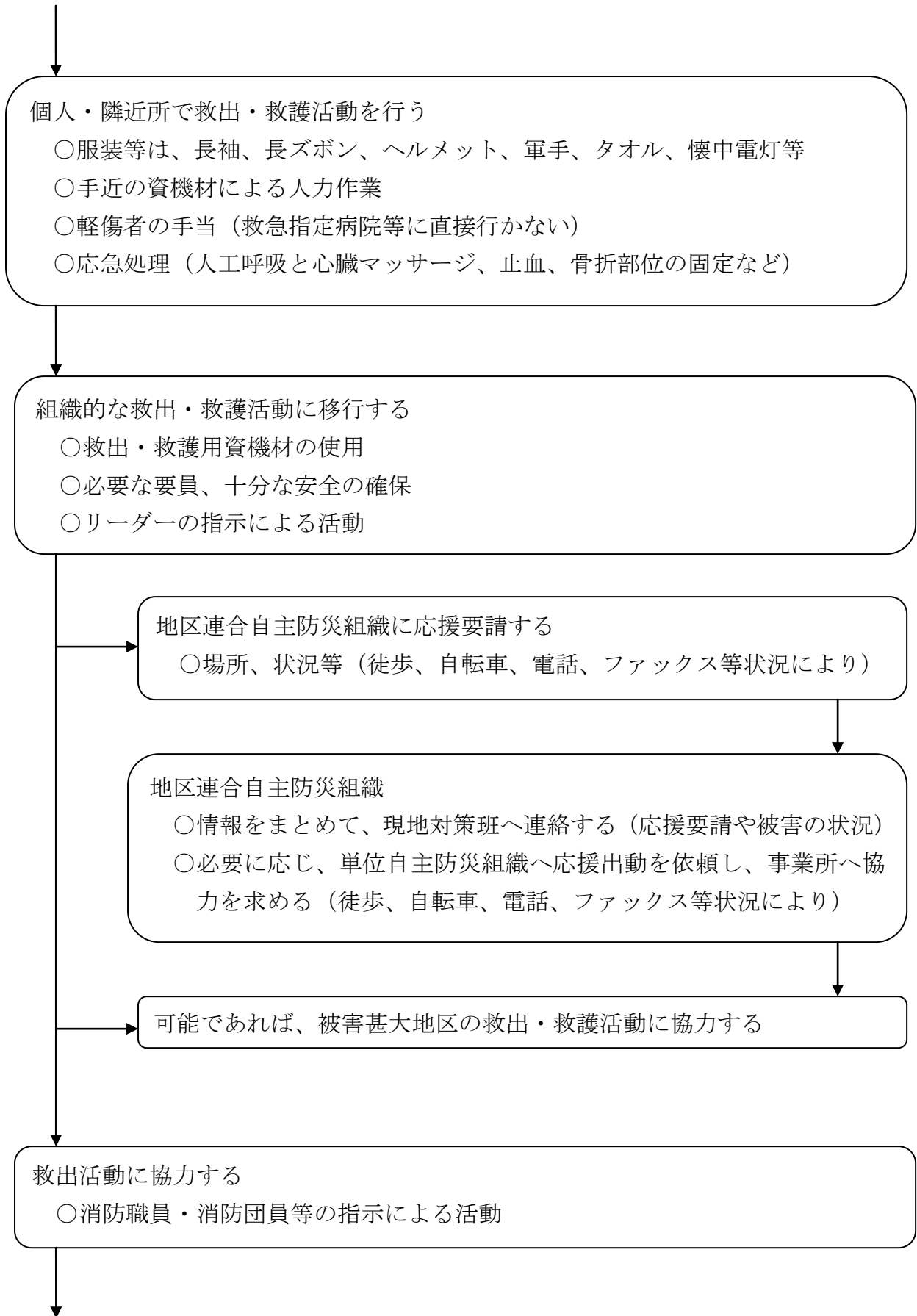
救出・救護班は、負傷者が医師の手当を必要とするとき、または避難所から医療機関等への搬送が必要とされる時は、原則として、救護所または拠点救護所に搬送する。

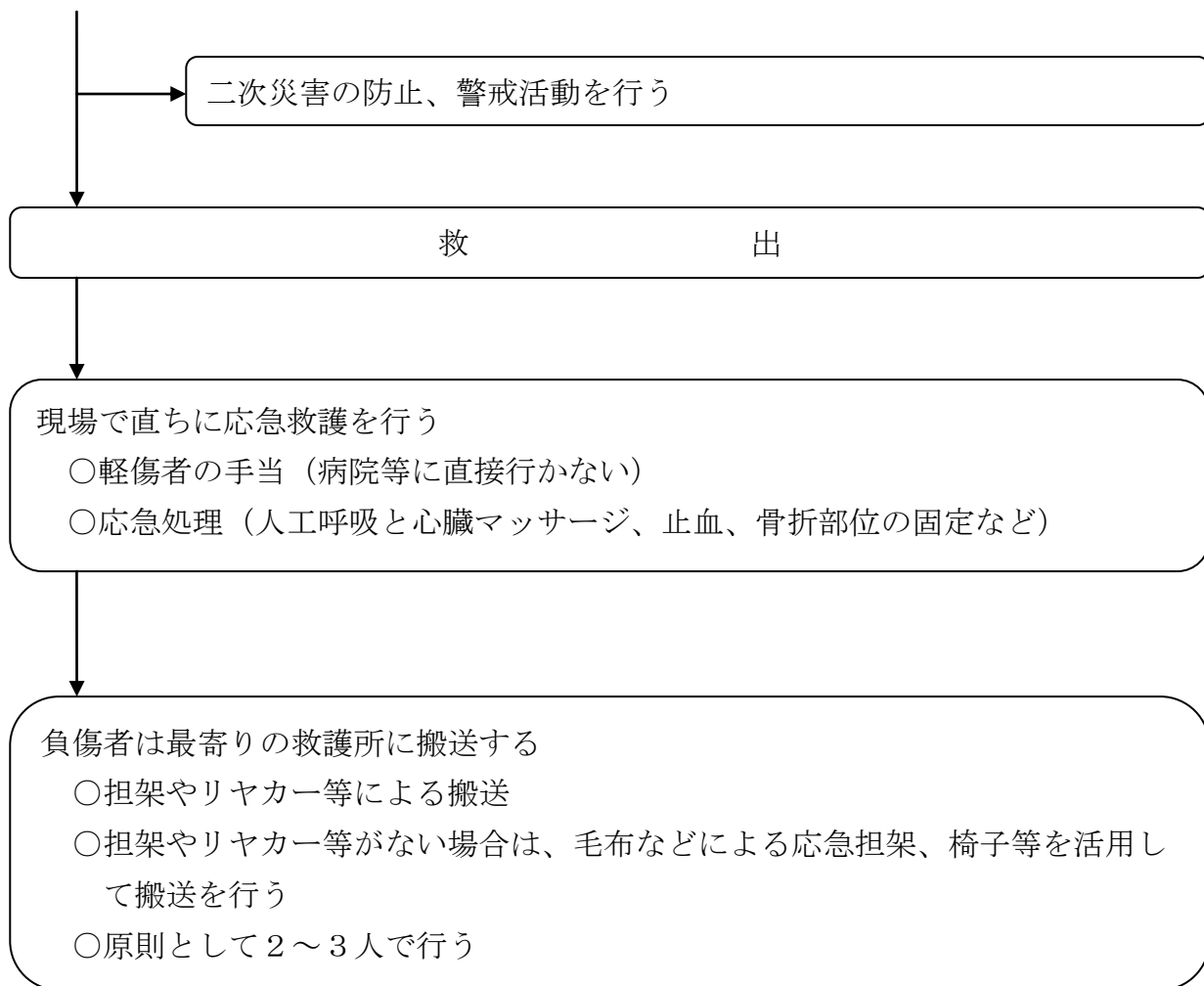
(4) 防災関係の出動要請

救出・救護班は、防災関係機関による救出が必要であると認めるときは、119番通報し、防災関係機関の出動を要請する。

【救出・救護活動の流れ】 自主防災組織







3 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示、勧告等が出たとき、又は地区防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたとき、会長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、会長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、避難計画に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、資料「横山小学校避難所運営の手引き」に準拠する。

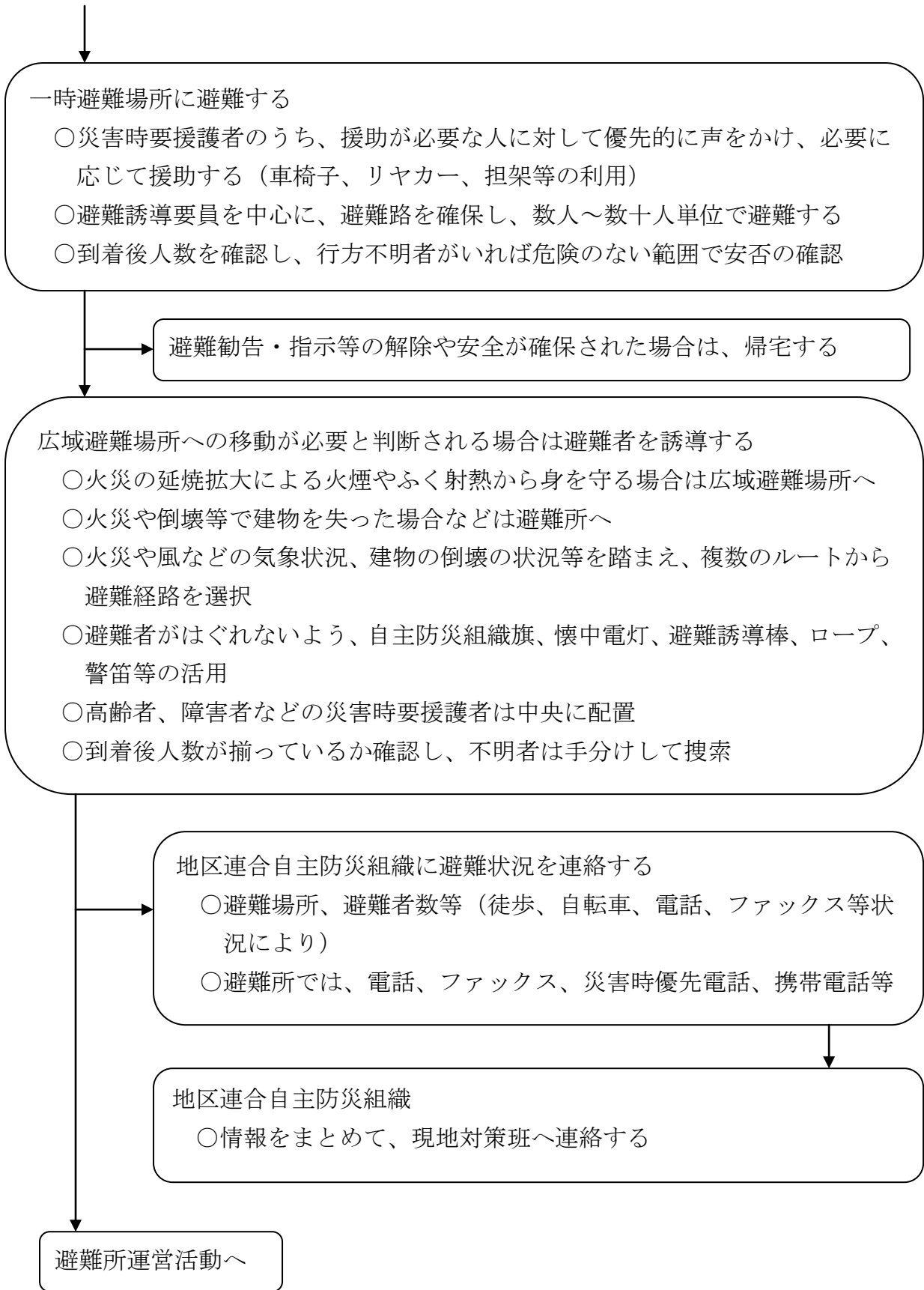
【避難誘導活動の流れ】 自主防災組織

自主的な避難判断を行う

- 火災の拡大、建築物の倒壊、地盤の崩壊等の被害発生危険性がある場合
- ひばり放送、ラジオや周囲の状況などから判断

周辺住民への周知徹底を図り、避難時の注意事項を伝達する（トランジスタメガホン等により）

- 発令者・避難対象地域・避難先・避難経路・避難の勧告または指示の理由等
- 各自治会が選定している一時避難場所の周知
- ガス元栓の閉鎖、電気ブレーカーの切断
- 携帯品は、食料、薬、日用品、衣類、貴重品等、必要最小限の生活用品のみ
- 服装は、長袖、長ズボン、ヘルメット、軍手、タオル、懐中電灯等
- 外出時の家族には連絡メモ



4 災害時要援護者対策

災害時において、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦及び外国人などの災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(2) 情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに本部に報告する。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととする。

(3) 避難誘導

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「相模原市災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

【災害時要援護者支援活動の流れ】

災害時要援護者が在宅する家屋等を巡回し、安否の確認を行う

【高齢者】

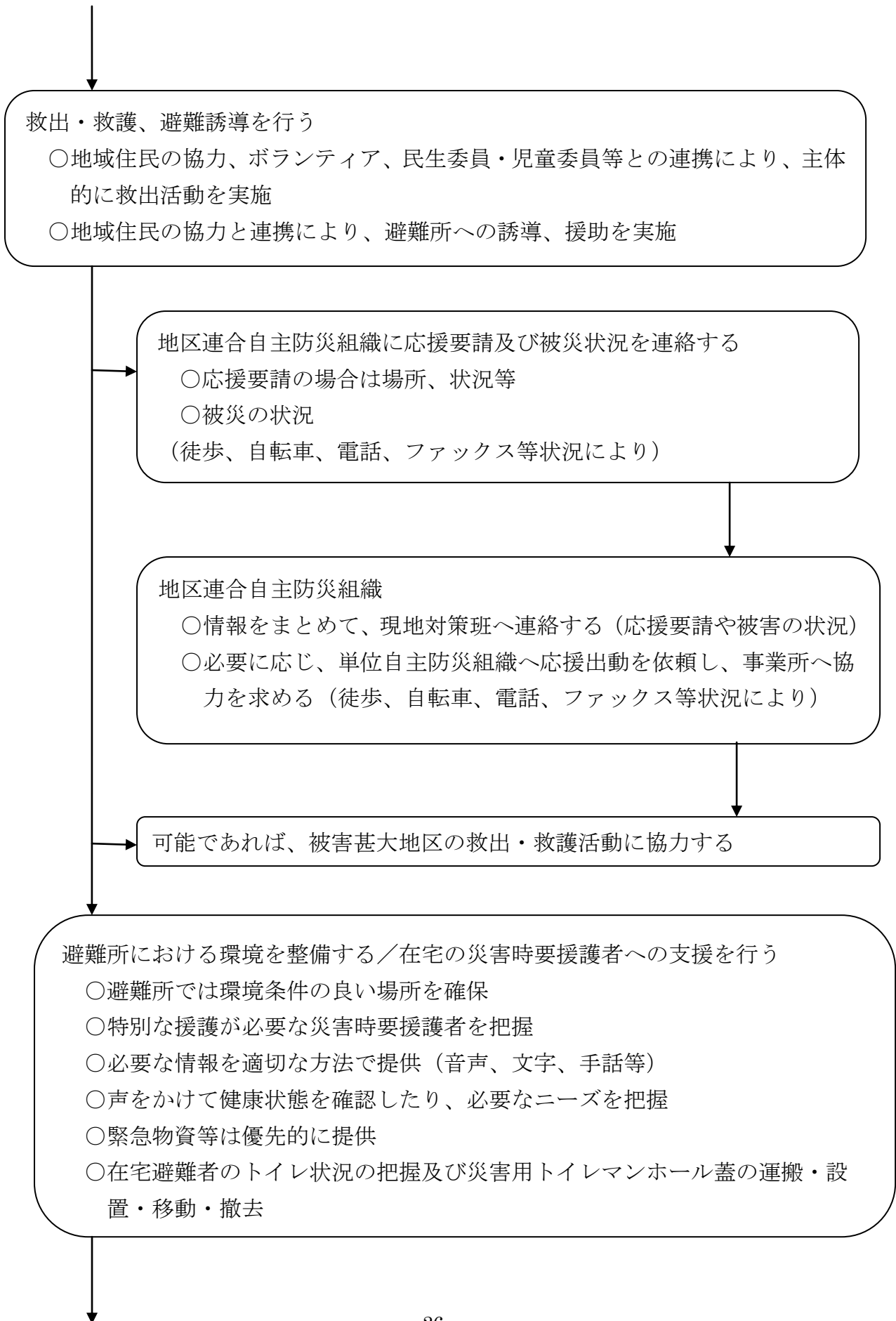
○民生委員・児童委員と協力し、所在情報をもとに、主体的に確認

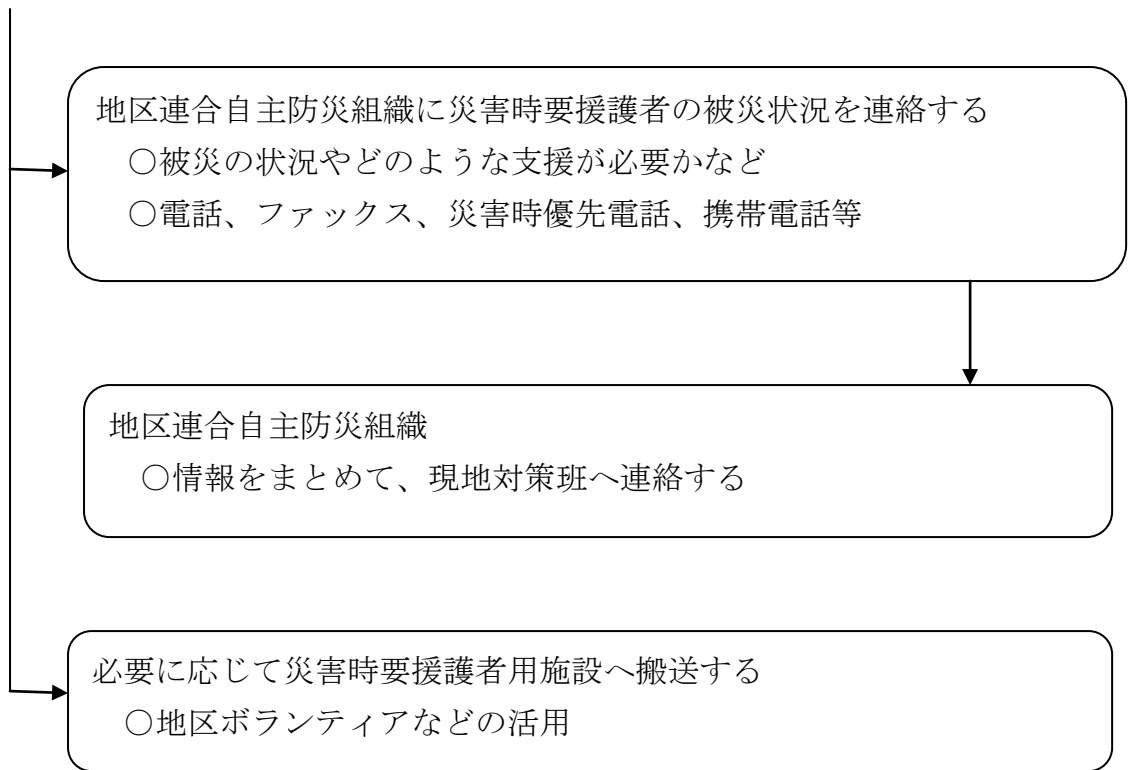
【身体障害者・知的障害者】

○民生委員・児童委員や関係団体等の協力を得て、戸別訪問、電話等により確認

【保護者と離れてしまった乳幼児等】

○災害時要援護者支援班を中心に把握





5 住民の安否確認

地区内の自主防災組織等は、避難所運営協議会及び現地対策班から、住民の安否確認の情報収集を行い、必要に応じて救出・救護班、避難誘導班等により編成された、現地確認班等が、安全が確保される範囲内において現地確認を行い、住民の安否確認の情報収集を行う。

また、収集された情報については、適時、本部に報告を行い、報告を受けた本部は、随時、現地対策班に報告する。

6 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、横山小学校避難所運営協議会及び現地対策班から、在宅避難者の情報収集を行うとともに、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

7 避難所運営

避難所運営については、「横山小学校避難所運営の手引き」に準拠し、避難所運営協議会が中心となって行う。

8 ボランティアの活動について

災害時におけるボランティア活動については、現地対策班及び相模原災害ボランティアセンター等と連絡調整を行い、以下の各種活動分野に対して、必要に応じて支援を要請することとする。

(1) 専門ボランティアの活動分野

- ア 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、柔道整復師等）
- イ 福祉（手話通話、介護士）
- ウ 無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
- エ 特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
- オ 通訳（外国語通訳）
- カ 被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士）
- キ 相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）
- ク その他専門知識や技能を必要とする分野

(2) 生活支援ボランティアの活動分野

- ア 救援物資の整理、仕分け、配分
- イ 避難所の運営補助
- ウ 救護所の運営補助
- エ 清掃
- オ 災害時要援護者等の生活支援

カ 広報資料の作成

キ その他危険のない作業

9 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の地区防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

<p>他の自主防災組織との連携強化する</p>	<p>単位自主防災組織を超えた連携として、地区連合自主防災組織があるが、その他、以下のような連携づくりに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○隣接する自主防災組織との連携（小規模な組織での合同訓練の実施等） ○地区連合自主防災組織間の連携・協力応援体制
<p>市の支援体制を活用する</p>	<p>自主防災組織は、防災の専門家や関係機関の指導、助言を必要とする面もある。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるためには、行政機関や防災関係機関との協力関係が必要である。</p> <p>毎年、「自主防災組織変更届出書」を本庁地域まちづくりセンター等に提出する際や、自主防災訓練、防災研修会、事業所訓練を実施するため「防災訓練等実施申請書」や「消防訓練等実施申請書」を受持ちの消防署所に申請することによって、様々な市からの支援が受けられる体制となっている。</p>
<p>事業所との協力関係を構築する</p>	<p>平日の昼間への対応として、地域にある事業所と協力関係を構築しておくことは有効な手段である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平常時の連携づくり <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の自主防災組織への参加促進 ・事業所の防災訓練への参加促進 ○災害時における協力関係の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で編成する自衛消防隊の初動期での周辺地域への応援 ・事業所で保有する重機・機器及び関係施設の活用 ○市の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への意識啓発 ・協力関係構築に関する指導
<p>避難所運営を念頭においた協力体制をつくる</p>	<p>避難所の運営は、避難者や自主防災組織が中心に行うことになるが、避難所の運営を円滑に行うため、平常時から、同一避難所に避難する単位自主防災組織相互、校長等及び避難所担当市職員とそれぞれの役割、業務内容などについて理解を深める協議の場を設けるとともに、実践的な避難所運営訓練を行うことが必要である。</p> <p>特に、単位自主防災組織の避難所運営班は、避難所運営本部の立ち上げを行うとともに、運営本部内に組織される各作業班に加わり、具体的な運営管理を行う。</p>
<p>協力を依頼する人達との取り決めを行う</p>	<p>医療関係従事者、民生委員・児童委員、建設業関係従事者、大型建設機械の操作技術者、その他の特殊技能者、アマチュア無線や手話通訳、救急救命士、応急危険度判定士等の資格取得者、ボランティア活動の希望者など、災害時に協力を依頼することが考えられる人、特に地域に在住・在勤している人達と災害時の協力・応援に関する取り決めを結んでおくことは、いざというときに非常に役に立つ。</p>

横山地区防災計画検討部会 会則

(名称)

第1条 本部会は、横山地区防災計画検討部会(以下「部会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本部会は、横山地区まちづくり会議(以下、「まちづくり会議」という。)の下部組織として、横山地区防災計画の策定に際し、横山地区の防災活動の方向性等について、会議で検討した結果を計画書としてまとめ、自主的な防災活動につなげることにより、横山地区における防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(構成及び任期)

第3条 本部会は、まちづくり会議委員及びまちづくり会議が必要と認めた団体等をもって構成する別表の者とする。

2 部会員の任期は、第1回の会議が開催された日から平成28年3月31日までとする。

3 構成員が退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、部会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(部会長及び副部会長)

第4条 本部に、部会長1人及び副部会長2人を置くものとし、部会員の互選により決定する。

2 部会長は、本部会を代表し、会務を総括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長または副部会長が務めるものとする。

3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、部会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、部会員と同一の機関に属する者で部会員が指名する者を代理者として出席させることができる。

2 前項の代理者は、部会員とみなす。

(報告)

第7条 部会長は、部会の検討経過及び結果について、まちづくり会議に報告するものとする。

(事務局)

第8条 本部の事務局は相模原市危機管理局、中央区役所地域振興課及び本庁地域まちづくりセンターに置く。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成27年3月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月28日から施行する。

別 表 （第3条関係）

	団体等	区分	役職
1	横山地区連合自主防災隊	隊長	部会長
2	横山地区自治会連合会	会長	副部会長
3	横山地区自治会連合会	副会長	
4	横山地区社会福祉協議会	会長	副部会長
5	横山公民館	館長	
6	横山公民館	館長代理	
7	防災専門員		
8	防災専門員		
9	横山地区民生委員児童委員協議会	会長	
10	ボランティア絆	代表	
11	清新中学校	P T A会長	
12	横山小学校	P T A会長	

検 討 経 過

会議名称	開催年月	備 考
まちづくり会議	平成27年 3月	検討部会構成員の選任等
第1回計画検討部会	平成27年 5月	検討内容等
第2回計画検討部会	平成27年 6月	検討内容等
第3回計画検討部会	平成27年 7月	検討内容等
第4回計画検討部会	平成27年 8月	検討内容等
第5回計画検討部会	平成27年10月	検討内容等
第6回計画検討部会	平成27年11月	検討内容等
第7回計画検討部会	平成27年12月	検討内容等
まちづくり会議	平成27年12月	横山地区防災計画の策定